



久保利 英明(くぼり ひであき)

日比谷パーク法律事務所代表弁護士
大宮法科大学院大学教授
エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク理事長
知的財産戦略本部長

1. 知的財産立国への 国家的取り組みの経過

(1) 知的財産権を国家戦略の基礎に据える計画の始動

(2002年7月～2003年2月)

政府の知的財産戦略会議が2002年7月3日に知的財産戦略大綱(以下大綱という)を発表し、わが国の今後の存立の基盤として「知的財産立国」という概念を打ち出した。具体的には創造力の豊かな人材を育成し、優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの知的財産に関し、創造、保護、活用のスパイラルを確立し、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図ろうとするものであった。

(2) 計画立案・推進体制の始動

(2003年3月～7月)

知財立国実現の理念に基づいて、知的財産基本法が2003年3月1日に施行された。国に対し知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成が義務付けられた。その計画立案、並びに推進のための体制として内閣に内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣と民間の有識者10名からなる戦略本部が設置された。事務局長には知的財産戦略会議委員であった元特許庁長官の荒井寿光氏が現職をなげうって就任した。本部会議の第一回は2003年3月19日に首相官邸で開催された。私はキャノンの御手洗富士夫社長、中山信弘東大教授、角川書店の角川歴彦会長などと共に、弁護士として有識者本部長に任命された。

(3) 計画の決定とその骨子

(2003年7月～2004年5月)

政府の知財戦略本部はその後5回の審議を経て、大綱決定から約1年後の2003年7月8日に、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を発表した。

わが国の「物作り能力」が中国や韓国によって脅かされ、わが国は「知恵創り能力」によって対抗しなければならない時代を迎えたとの認識が共有された。ユニークな特許や日本発のコンテンツを創造し、それらを迅速で強力な司法制度や通関・特

許制度によって保護すると共に、ブロードバンドや放送メディアの活用を含めて、世界中で付加価値を追求する計画が練り上げられた。推進計画は知的財産の創造・保護・活用を知的創造サイクルと捉え、この三分野を強化する様々な方策を提唱し、所管官庁名を付して具体的な作業日程とともに公表した。この計画の目玉は今まで国家規模の経済とは無関係と思われてきたコンテンツビジネスを日陰の存在から今後の日本経済の中核の一つに据えたところにある。特に私自身が専門調査委員としても関与した コンテンツビジネスについては、クリエイターやプロデューサーなどの人材養成、業界の近代化・合理化、資金調達、海外展開、コンテンツの流通が取り上げられた。また 権利保護基盤については、知的財産高等裁判所の創設、特許審査迅速化法の制定、水際及び外国市場での模倣品・海賊版対策、知財専門人材の育成などが取り上げられた。

これらの専門調査会の意見を踏まえて、本年5月27日の本部会合で、初年度の進捗を検証の上、昨年7月の知財推進計画が見直され、「知的財産推進計画2004」が決定された。

2. 知的財産推進計画による今後の取り組み

(1) コンテンツビジネスが国家戦略上初めて市民権を獲得し、その重要性が明らかとなった

わが国の映画、音楽、アニメ、ゲームソフト、コミックといったコンテンツビジネスの事業規模は総額として11兆円に上り、鉄鋼業を遙かにしのぎ、自動車産業の半分に達している。日本の文化的価値を背景としたコンテンツビジネスが、「クールジャパン(カッコいい日本)」イメージと結びついて、アジアをはじめ世界中で高い評価を勝ち取るならば、日本のプレゼンスを高める意味でも国家戦略として大きな意義がある。コンテンツ産業を支えるのは人材と司法である。日本のコンテ

ンツ産業の弱点の一つはコンテンツの価値最大化を達成できる優れたプロデューサーの不在である。そのため優れたコンテンツの魅力の商品化の視点では十分に生かし切っていない。それが日本のアニメとハリウッドやディズニーとの差である。ビジネスとしての収益力がなければ、せっかくすぐれた作品をクリエイターが生み出しても、リターンは期待できない。権利を保護するインフラとしての弁護士と司法制度の迅速な強化が求められる所以である。

(2) 知的財産保護のためのインフラとしての司法や特許庁の重要性が力説され、特許審査迅速化や知財高等裁判所設置が法制化された

現在特許庁には50万件の審査未着手案件があり、今後更に30万件の審査請求の発生が見込まれている。2年もかかると言われる審査待ち期間の短縮を目標に、先行技術調査の外部発注などによる審査体制の整備強化などが求められており、これらの措置を包括的に定めた特許法などの改正案が2004年通常国会で可決された。

また、2004年4月1日施行の民事訴訟法改正によって東京高等裁判所に特許紛争等の管轄が集中された。更に広く知財訴訟に関する事件について、東京高裁内に知財高裁所長が総括する独立の裁判官会議と事務局を有する東京高裁の支部的存在として知財高裁を設置する法案が提出された。現在衆議院を既に通過し、参議院において審議中である(5月31日現在)。1980年代から20年以上にわたって米国連邦巡回裁判所(CAFC)が米国において果たした役割を高く評価し、先行モデルとして意識しながらも、著作権事件の取り扱いや前述の民訴法改正の趣旨との整合性に配慮して、独立の事物管轄を有する高等裁判所とはしないことに修正が図られたものである。わが国が知財国家に変身するための強力な司法機関として産業界の期待は大きい。

(3) 知財弁護士の強化拡大への道筋が明確になった

欧米での法曹人口拡大とビジネスロイヤライゼーション
現在では米国の弁護士数は100万人を数え
ると言われている。それでもなおかつ、ロー
スクールの間年卒業生は5万人に上り、弁護
士志望者増加の勢いは衰えていない。

米国で知的財産権に関わる法律業務を専門
にする弁護士は「パテントアトニー」と呼
ばれ、約2万2,000人に上っている。

日本の知財弁護士の現状と打開への努力
わが国に知的財産権に特化した弁護士が少
ないことは明白である。今でこそ知財弁護
士の急増を望む経済界といえども、ほんの
数年前までは、限られた一部の特許専門
弁護士で事足りていたのである。日弁連は
素早く知財弁護士増強の研修会を開始し
た。2003年には東京、大阪で3日間コ
ースの知的財産法研修会を企画したと
ころ、東京、大阪併せて1,565名の申
し込みがあった。2004年春の第二回
には、東京、大阪で合計約1,800名の
申し込みがなされた。現状では数百人
しかいないと思われる知的財産専門
弁護士だが、若手を中心に急速に増
大している。弁護士自身による積極
的な職域拡大・能力研鑽の動きも始
まった。弁護士とエンターテイン
メント業界が相互に刺激しあいなが
ら、研鑽を積み、コンテンツ文化の
振興と産業の発展に寄与することを
目的とするエンターテインメント・
ロイヤーズ・ネットワークが発足し
、200人を超える弁護士や実務担
当者の参加をみた。「知的財産推進
計画2004」でもこれに対する国の積
極的な支援がうたわれている。

新しい法曹養成システムとしての 法科大学院の充実

法曹養成の切り札として2004年から68校の
法科大学院が開設されることとなった。しか
し、知財に特化した実務家主導の法科大学
院の創設はすこぶる困難となっている。社
会人が学びやすい、土曜、昼夜開講は大
宮法科大学院大学をはじめ数校しかない。
米国の知的財産法で有名なジョージワ
シントン大学ロー

スクールなどと比べると、知財カリキュ
ラムの多様性・専門性ははるかに遅
れている。理系の学生や社会人を対
象とした知財ロースクールが出現し
なければ、せつかくの法科大学院
も知財戦略には繋がらないし、米
国との知財分野の司法力の差は
広がる一方である。推進計画
2004はこのことを厳しく指摘し
、急速な改革を求めている。93
年と2000年の日米知的財産
訴訟件数を比較してみると、米
国が6,560件から8,738件に増
加したのに対して、日本は470
件から610件となった。増加率
こそ同程度であるが、日本の係
争事件数は米国のわずか7パー
セントにすぎない。司法制度の
充実度と法曹の力量の反映であ
らう。

知的財産権を守るのは法曹であり、司法
制度である。その充実なくして知
財立国などあり得ない。法律家
は知財戦略のエンジンである。
法曹養成や司法の強化、法執
行のための人員確保への国費
や経費の投入を躊躇すべき
ではない。

3. まとめ

知財立国構想の根底にはわが国の産業競争
力の基盤であった製造業の相対的弱体化の事
実がある。さらには違法コピーや海賊版製
造、類似商標の使用などを平然と行う中国
などへの深刻な危機感もある。80年代に
日本の工業生産力によって貿易収支が赤
字化した米国が、知的財産権の重視を旗
印に産業競争力強化を成し遂げ、コン
テンツビジネスの成功と相まって、90
年代には日本経済をはるかに凌駕した
米国の国家戦略がこのモデルとなってい
る。

全ての省庁が、この計画を期限までに、
迅速、適切に実行したとき、日本は、
単に経済力において優れているだけで
なく、世界に誇れる発明やコンテンツに
代表される知的で魅力溢れる知財国
家へと生まれ変わっていることであ
らう。

(なお、本稿は発表者が個人の資格で行
うものであって、知財戦略本部、専
門調査会の意見、見解を示すもの
ではない事を念のため申し添える。)

